

発 議 案

令和7年第1回定例会に別紙のとおり発議案の提出があった。

令和 7 年 3 月 2 1 日

七飯町議会議長 木 下 敏

発議案第 1 号

杉原太町長に対する問責決議

標記の発議案を会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 18 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

提 出 者

七飯町議会議員 平 松 俊 一

賛 成 者

七飯町議会議員 川 村 主 税

杉原太町長に対する問責決議

杉原町長は、令和4年3月に初当選をしてから、「町民の声を生かして創る七飯町」を基本に、町政運営に取り組んでいる事と思うが、令和5年に「赤松街道の樹木伐採等に関する調査特別委員会」が設置され、原因として、「課内の報告・連絡・相談」、「町長への報告及び庁内関係課との連携及び相談」、など、不足・不手際があった事をあげ、職務怠慢はもちろんのこと、未来への認識と継承意識の欠如が大きい。

このような不祥事を二度と繰り返さないように、役場内の組織点検、関係団体との連携を強化することと報告書が提出されている。

令和5年9月に、令和4年度の決算審査特別委員会にて、浄化槽の問題が判明した。確かに道の駅に関する諸問題は前町長の責任が大きいところであるが、今般の対応が問題となり、100条を付与する「道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会」が設置され、組織内の連携不足や情報共有がされていないことが発覚した。

また、職務上のミスにより工事が延長されるなど、それに伴い、約480万円の追加補正がされた。

この問題は公務員としての職務怠慢、浄化槽法や指定管理者との基本協定及び契約等に抵触する可能性がある。

これは、赤松街道樹木伐採の際の教訓が全く生かされていない。

このような最高責任者としての指導力不足や特別職と管理職との連携不足は、今後の町政運営に大きなマイナスとなり、議会と行政が一つになって豊かな七飯町を実現していくことにはならない。

よって、杉原太町長に猛省を促すとともに、その責任を問うものである。

以上、決議する。

令和7年3月21日

七 飯 町 議 会